

心身障害者扶養共済制度を

ご存じですか



障害のある方の保護者が自らの生存中に毎月一定額の掛金を納付することにより、万一保護者が死亡又は重度障害となった場合、障害のある方に終身一定額の年金を支給するという制度です。

加入できる方

県内に住所があり、障害のある方を扶養している65歳未満の保護者で、特別の疾病又は障害がなく、生命保険に加入できる健康な方。

※障害のある方1人に対し、加入できる保護者は1人。
※障害のある方1人につき、2口まで加入可能。

障害のある方の範囲

次のいずれかに該当し、将来独立自活することが困難であると認められる方。

- ① 知的障害
- ② 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害
- ③ 精神または身体に永続的な障害のある方（統合失調症、

脳性麻痺、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が①または②の者と同程度と認められる方

年金支給額

1口加入の場合 月額2万円
2口加入の場合 月額4万円

なお、1年以上加入した後、加入された保護者より先に障害のある方が死亡した場合には弔慰金が支給されます。また、5年以上加入した方が脱退した場合には脱退一時金が支給されます。

1口分の掛金月額

加入時年齢	掛金納付額（1月1口）
35歳未満	9,300円
35歳以上～40歳未満	11,400円
40歳以上～45歳未満	14,300円
45歳以上～50歳未満	17,300円
50歳以上～55歳未満	18,800円
55歳以上～60歳未満	20,700円
60歳以上～65歳未満	23,300円

優遇措置

- ・所得状況に応じ、掛金を減免する制度があります。
- ・年度中支払った掛金の総額の2分の1（100円未満端数切捨て）の額を助成します。
- ・掛金は税制上の優遇措置を受けられます。

手続に必要なもの

福祉事務所（窓口⑥）に、次の書類を添えてお申し込みください。

- ① 加入等申込書
- ② 住民票の写し（申込者及び障害のある方それぞれに必要です。）
- ③ 申込者（被保険者）告知書（申込者の健康状態を告知する書類です。）
- ④ 障害のある方の障害の種類及び程度を証明する書類（身体障害者手帳・療育手帳及び年金証書等）
- ⑤ 年金管理者指定届書（障害のある方が年金を管理することが困難なとき。）
- ⑥ 印鑑

※加入承認日は毎月1日とし、加入申し込みから1～2か月程度を要します。

問合せ先

福祉事務所障害福祉係
（窓口⑥） ☎ 22216

雑がみのリサイクルで

ごみを減らそう！

燃えるごみの中には、リサイクルできる紙がたくさん混ざっています。「雑がみ」をリサイクルすれば、大幅にごみが減ります。皆さまのご協力をお願いします。

「雑がみ」って何？

新聞、雑誌、ダンボール、紙パック以外のリサイクルできる紙類のことです。

※コピー用紙、投込チラシ、ダイレクトメール、封筒、はがき、包装紙、紙袋、紙箱、台紙、画用紙、メモ用紙、カレンダー、名刺など

「雑がみ」の出し方

○書類、コピー用紙、包装紙などは、A4サイズ位の大きさにまとめて、白い紙ひもで十文字にしばってリサイクル分別収集に出すか、清掃センターに持ち込む。

○はがき、メモ用紙、名刺など小さいサイズの紙は、ばらばらにならないよう使用済の紙袋や大きめの封筒に入れ、白い紙ひもで十文字にしばってリサイクル分別収集に出すか、清掃センターに持ち込む。

注意事項

① ビニールひも、麻ひもは、ごみになるので使わないでください。

② シュレッダー紙（ビニール袋に入れる）は持込のみです。リサイクルできない紙類と異物次のものは、古紙に混ぜるとトラブルや不良品の原因になりますので、古紙類に混ぜないでください。

・汚れた紙、強いにおいのついた紙、防水加工された紙、感熱紙、カーボン紙、ノーカーボン紙、圧着はがき、写真用紙、感光紙、アイロンプリント紙、カバンや靴の詰め物、プラスチックフィルムやアルミ箔などを張り合わせた複合素材の紙、紙おむつ、感熱性発泡紙、壁紙、カーテンや建材の見本帳など、紙以外の異物（ビニール、プラスチック、金具・クリップ、発泡スチロール、雑誌付録のCD・DVD、化粧品の見本などは全て取り除いてください。※詳しくは、市ホームページでご確認ください。

問合せ先

環境対策課（清掃センター内）
☎ 226686